



島根県報

平成24年 1月27日 (金)

第 2,361 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の役員の就任及び退任の届出	(農 村 整 備 課)	2
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	(中 小 企 業 課)	3
土地収用法の規定による事業の認定	(用 地 対 策 課)	4
高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規程の廃止	(建 築 住 宅 課)	6

【訓 令】

職員の勤務時間に関する規程の一部改正	(人 事 課)	6
--------------------	---------	---

【公 告】

家畜商講習会の開催	(農 畜 産 振 興 課)	7
-----------	---------------	---

告 示**島根県告示第48号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年 1月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大社町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

伊藤 勇二 出雲市大社町修理免167番地
濱田 豊 出雲市大社町遥堪769番地
大梶 泰男 出雲市大社町中荒木1646番地
錦織 勝一 出雲市大社町菱根1138番地
手銭 修 出雲市大社町菱根883番地 5
金築 修 出雲市大社町入南477番地 3
多々納 勝 出雲市大社町入南1045番地
林 秀夫 出雲市大社町中荒木137番地
加藤 博 出雲市大社町中荒木2246番地
川上 哲治 出雲市荒茅町138番地
手銭 賢二 出雲市大社町北荒木151番地
佐藤 邦繁 出雲市大社町北荒木1398番地
森山 孝一 出雲市大社町修理免1317番地
三原 俊 出雲市大社町杵築西2501番地 7

監事

山崎 一誠 出雲市大社町修理免589番地 1
森山 修 出雲市大社町菱根572番地 2
日野 直 出雲市大社町中荒木1691番地

2 就任年月日

平成23年11月30日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

伊藤 勇二 出雲市大社町修理免167番地
小村 浩司 出雲市大社町中荒木259番地
濱田 豊 出雲市大社町遥堪769番地
錦織 勝一 出雲市大社町菱根1138番地
松井 誠治 出雲市大社町遥堪1297番地
原 徳光 出雲市大社町遥堪596番地
金築 修 出雲市大社町入南477番地 3
足立 政夫 出雲市大社町入南826番地
足立 勝司 出雲市大社町入南989番地

森脇 忠 出雲市大社町中荒木70番地
小村 郁治 出雲市大社町中荒木2600番地 1
加藤 博 出雲市大社町中荒木2246番地
大梶 泰男 出雲市大社町中荒木1646番地
川上 哲治 出雲市荒茅町138番地
手銭 賢二 出雲市大社町北荒木151番地
金築 勝利 出雲市大社町北荒木1305番地 1
小川 秀勝 出雲市大社町修理免836番地
山根 偉助 出雲市大社町修理免1346番地
三原 俊 出雲市大社町杵築西2501番地 7
森山 明光 出雲市大社町菱根1127番地

監事

山崎 一誠 出雲市大社町修理免589番地 1
多々納 勝 出雲市大社町入南1045番地
日野 直 出雲市大社町中荒木1691番地

島根県告示第49号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成24年 1月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ大田店 大田市長久町長久イ212番地 2外11筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6番10号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6番10号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成24年 9月17日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,163平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

150台（建物北側：148台、建物東側：2台）

イ 駐輪場の位置及び収容台数

33台（建物北側：20台、建物東側：13台）

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

99平方メートル（建物東側）

- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
27.09立方メートル（建物東側）
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前7時00分から午後9時00分まで
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午後9時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
（駐車場1）1箇所（建物北東側）
（駐車場2）1箇所（建物東側）
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前8時00分から午後8時00分まで
- 2 届出年月日
平成24年1月16日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
大田市産業振興部産業企画課（島根県大田市大田町大田口1111）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
- (2) 意見書に記載すべき事項
- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第50号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により告示する。

平成24年1月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 起業者の名称
出雲市
- 2 事業の種類
高松コミュニティセンター整備事業
- 3 起業地
- (1) 収用の部分
島根県出雲市松寄下町地内
-

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請事業は、高松コミュニティセンター整備事業（以下「本事業」という。）であり、申請に係る起業地は、本事業の用に供する土地であり、上記のとおりである。

本事業は、社会教育法（昭和24年法律第207号）に定める公民館施設を整備するものであり、土地収用法（以下「法」という。）第3条第22号に該当する事業である。

したがって、本事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本事業の起業者である出雲市（以下「起業者」という。）は、起債及び一般財源による財源措置を講じているので、本事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本事業は、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

出雲市では、市内36の地区ごとにコミュニティセンターが設置されており、各センターは、公民館活動の拠点として機能しているほか、地域の防災拠点の役割も果たしている。

同市の中心部北西寄りに位置する高松地区（以下「本地区」という。）は、近年、マンション、アパート等の建設が進み、この20年間に於いて人口は18%増加し、世帯数は42%増加している。そうした中、高松コミュニティセンター（以下「本施設」という。）では、新旧住民の交流や世代間交流を通じた地区の活性化を目指すイベントが年間を通じて多数開催されるなど、本地区における市民活動の総合的な拠点施設となっている。

しかしながら、本施設は、昭和57年度に建築されたものでバリアフリーに対応していない上、築後28年を経過しており施設の老朽化が著しい。その上、本施設は、災害時の指定避難所であり、防災拠点としての役割が求められるが、高瀬川、赤川という2つの河川に挟まれた場所に立地しており、地盤沈下の兆候も見られ、特に水害及び地震災害発生時には防災拠点としての機能が十分に発揮できない状況にある。

また、地区内の人口急増に伴って本施設の利用者数も年々増加しており、そのことが本施設の狭あい化をもたらしている。その影響で、利用者に対し利用制限を行わざるを得ない等利用上の不都合が生じている。さらには、施設駐車場についても絶対数が不足しており、施設利用上の支障となっている。

本事業は、以上のような状況に対処するために新たな施設を建設するものであり、本施設が抱える問題の抜本的な解決を図ることを目的としている。

なお、本事業の工事施工にあたっては、十分な地理解除のもと、発生する騒音、振動にも十分に配慮して行うこととされている。

よって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

起業者が市担当課への聞き取り及び現地踏査を行った結果、特別に保全すべき希少動植物は起業地内に存しないことを確認している。

また、起業地内における埋蔵文化財について起業者が市の担当課との協議を行ったところ、周知の遺跡はなく、事業実施にあたり特に問題はないことを確認している。

よって、本事業の施行により失われる利益は極めて軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本事業においては、地区内の人口等の動向及び駐車場を含めた施設利用状況に基づき計画施設の規模等が決定されており、事業目的に照らして必要最小限のものであると認められる。

起業地の選定に当たっては、現施設の敷地に余裕がない上、防災拠点としての機能を発揮する上で現施設の立地には不安があることから、移転新築によることを前提に検討されている。その上で、現施設にも近接し地区の中心地でもある高松小学校周辺に複数の候補地を選定し、利便性、安全性、経済性等の条件を比較検討した結果、それらの条件を最もよく満たすものを採用している。

よって、本事業計画は合理的なものであると考えられる。

以上のとおり、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると前者が後者に優越すると認められる。したがって、本事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 早期施行の必要性

(3)で述べたとおり、本施設における施設の老朽化等の状況を鑑み、また、現に施設利用上の支障も生じていることから、できるだけ早期に対策をする必要性が認められる。

よって、本事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用・使用の別の合理性

本事業の起業地の範囲は、適正な施設の規模及び駐車場の必要台数等から必要最小限であり、全て本事業の用に恒久的に供される範囲に当たる。

よって、起業地の範囲及び収用・使用の別についても合理的であると認められる。

以上のとおり、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本事業は、法第20条各号の要件を全て充足するものと判断される。

よって、本事業について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

出雲市役所（総合政策部自治振興課）

島根県告示第51号

高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規程（平成13年島根県告示第761号）は廃止し、平成24年1月27日から施行する。

平成24年1月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

訓

令

島根県訓令第1号

本 庁
地方機関

職員の勤務時間に関する規程（平成元年島根県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

平成24年1月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表東部県民センター及び西部県民センターの項中「税務収納担当職員（東部県民センター雲南事務所及び西部県民センター県央事務所川本駐在の職員を除く。）」を「税務に従事する職員」に、「旅券担当職員（東部県民センター出雲事

務所の職員及び西部県民センター県央事務所の職員（川本駐在の職員を除く。）に限る。）を「旅券の業務に従事する職員」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年2月1日から施行する。

公 告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により家畜商講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の2第1項の規定により公告する。

平成24年1月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 講習会を開催する指定講習機関
社団法人島根県畜産振興協会
- 2 開催日時
平成24年3月6日（火）及び3月7日（水）
午前9時から午後5時まで
- 3 開催場所
松江市殿町1番地 島根県庁会議棟第1会議室
- 4 講習科目及び時間
 - (1) 家畜の取引に関する法令について 4時間
 - (2) 家畜の品種及び特徴について 4時間
 - (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病について 6時間
- 5 受講申込手続
 - (1) 提出書類
受講申込書（写真欄に写真を貼り付けること。）（別記様式）
 - (2) 家畜商講習手数料等
家畜商講習手数料（受講料）3,000円及びテキスト代3,400円を、講習会初日に会場受付で納付すること。
 - (3) 受講申込書の提出期限
平成24年2月24日（金）（郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限る。）
 - (4) 受付場所
〒690-0887
松江市殿町19-1 島根JAビル内
社団法人島根県畜産振興協会経営指導部
 - (5) 申込方法
受講申込書の提出期限内に本人が受講申込書に必要事項を記入し、押印の上、受付場所に持参又は郵送をすること。郵送の場合は、受講票と会場案内図を送付するので、80円切手を貼った受講票送付先明記の封筒（定形）を同封すること。
- 6 修了証明書の交付
講習会の全課程を修了した者に対し修了証明書を交付する。
- 7 その他
 - (1) 講習会当日の会場での受付時間は、両日とも午前8時45分から午前9時までとする。

- (2) 受講者は、受講票及び筆記用具を持参すること。
- (3) この講習会についての問合せは、社団法人島根県畜産振興協会経営指導部 担当 吾郷（電話0852-31-3609）に
すること。

別記様式

家 畜 商 講 習 会 受 講 申 込 書

平成 年 月 日

島根県知事指定講習機関

社団法人 島根県畜産振興協会 会長理事 様

住 所

氏 名

Ⓜ

(電話番号 — —)

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により開催される講習会を受講したいので申し込みます。

(写 真 欄)

- ・ 申込前6月以内に撮影したもの
- ・ 無帽で本人と識別できるもの
- ・ 縦4センチメートル、横3センチメートル位のもの

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。